

はあとメール 第15号

発行人 〒606-8405
京都市左京区浄
土寺上南田町26
☎ 075-761-2109
住田正則

みなさんこんにちは、はあとメール代表の住田正則です。

このところ、ずいぶんと暖かい秋の日和が続き、過ごしやすいのはありがたいのですが、紅葉の見ごろがどんどん遅れてきているような気がして、私たちの日常からゆるやかに季節感が失われていくことにはやはり不安を感じます。

ただ、多少の遅れはともかく、これから否応なしに寒さが増していくことは確かなので、11月下旬には京都全域で紅葉を楽しむことができるでしょう。

この原稿を書いている時点（15日）では分かりませんが、おそらく21日～23日の3連休には、大勢の観光客の方々が京都を訪れることになるのではないかと思います。



～文通で、あなたの暮らしにうるおいと安心を～
「市民のみなさんと法律家（専門家）の双方向の交流を、
文通によって実現していきます」

もう一つ気がかりなことは・・・本格的な紅葉シーズンの到来とともに、新型インフルエンザのさらなる流行が懸念されることです。最初は水際作戦にこだわっていた日本政府も、ここまで感染が拡大してしまっただけではもはやこれを食い止める手段はなく、現在は感染者に対する治療と、医療従事者や妊婦さん、基礎疾患をお持ちの方、小さいお子さんを優先対象としたワクチン接種が行われているところです。



それにしましても・・・11月11日現在の日本における新型インフルエンザ感染者数は15万人を超え、累積推計患者数は738万人にのぼるとのことです。私の周囲にも、感染した方がちらほらと出てきました。自分自身のことも含め、これからの感染の拡大がどのような方向に進むのか、非常に心配ではあります。かと言って、感染予防策にも限度がありますので、後は

私たちそれぞれが、できるだけ元気に楽しく冬を過ごすよう心がけることでしょうかね！

お年玉付き年賀ハガキの発売が始まりました。私の送り先の中にも、本当に1年に一回、年賀状だけのやりとりになっている方々がおられますが、しかし、それはそれで、私の生活の中でとても大切な位置を占める人間関係をかたちづくっています。皆さまにも、1年に一度だけれども、何ものにも替えがたいおハガキのやりとりを交わす間柄の、大切に素敵な方々がおられることと思います。

歳月の節目を実感するとともに、自らの人生の深まりを確認することのできる年賀状つきあい。こうして毎月お届けしている「はあとメール」もかくありがたい・・・とまでは、おこがましくて口に出すことはできませんが、せめてその精神にだけでもあやかっけていきたいと思っています。

今後とも、「はあとメール」をよろしく願いいたします！



「はあとメール」の具体的な活動方法・活動内容について、改めてご説明いたします。

基本的に、毎月1回（15日前後）に、法律ひとくちメモやくらしのお役立ち情報などを盛り込んだ「はあとメール」を、本活動の趣旨にご賛同いただきました方々（「はあと会員」とお呼びします）へ向けて郵送いたします。会員の方々は、スタッフへ向けてご質問・ご相談などのおたよりを送ることができ、それに対してのお返事をスタッフが書く、という流れで、双方の心のふれあい・意思疎通をはかります。

また、会員の方々は、スタッフが開催する無料相談会やセミナーに優先的にご参加いただくことができ、必要に応じて遺言・相続などの業務依頼をスタッフに発注することができます。すでに心安くしているスタッフへの依頼ですから、その安心感は格別なものになるのではないかと思います。

☆「はあと会員」会費 → 無料です！！

現在、はあとメールは、京都新聞社会福祉事業団さまの助成金を受けて「はあとメール」を発行しています。

このため、少なくとも2009年中は会費をご負担いただくことなく、お申し込みいただくだけで、すぐに「はあとメール」をお送りいたします。

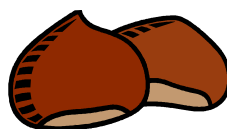
さあ皆さん、ぜひぜひ「はあと会員」の輪の中にお入りください～

☆会員へのサービス内容

「はあとメール」発送、質問・お便りへのお返事、相談会・セミナーへの優先ご招待、業務お引き受け（別途有料）・・・等

あなたのご参加を、心よりお待ち申し上げます

（住田 正則）



年金の小部屋

はあと会員の皆さん、社会保険労務士の橋本です。今回より毎号・・・というわけにはいきませんが、年金に関する話題をお届けしようと考えています。何かとお騒がせな年金ですが、されど年金、現役を引退された方々にとって年金は無くってはならないものです。

今回は、老齢の年金を受給されている皆さんの手元に10月末に発送される「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書（平成21年分）」について、簡単に説明します。

老齢を支給事由とする年金（老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金）は、所得税法の「雑所得」として所得税がかかります。皆さんご存知のとおり、所得税には各種控除があります。年金を支払う社会保険庁は、所得税を源泉徴収する義務が課されており、支給される年金から所得税を源泉する計算のために社会保険庁に対して控除するための資料を、毎年提出しなければなりません。それが「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」です。（・・・提出しないと、控除ができなくなり所得税が上るということとなります。後で提出→清算ということとは可能ですが・・・）

年金を受給されている方でも、65歳未満108万円未満・65歳以上158万円未満の方には「扶養控除等申告書」が送付されていません。また、名前が「扶養控除」であるがために扶養親族がないと放っておく方もたまにおられるようですが、提出しないと自分の基礎控除受けることができませんので、送付されてくれば必ず送り返すようにしてください。

なお、提出したとしても他に給与を受けられている方や年の途中で扶養親族に変動があった方等、また生命保険料控除等を受けられる方は別途確定申告が必要です。

提出を忘れてしまったことで、年金から源泉される所得税が増えてしまい驚かれる方も結構おられるようです。忘れずに必ず提出してください。

ちなみに、青色のハガキ（継続提出者）で、本人・家族の状況が変わらない場合は表面の下部の「変更なし」に印をつけて、氏名等記入。裏面の氏名・印鑑・生年月日・電話番号等必要事項を記入の上、プライバシーシールを張り、切手を貼って投函ください。

変更がある場合や書き方等わからない場合はお近くの社会保険事務所へ。

みなさん、こんにちは。京の菜時記を書かせていただいております
橋本将詞（社会保険労務士）です。

毎回、京都でとれる旬の野菜を紹介しようと始めた「京の菜時記」、
今回は私が最も得意（？）とする京野菜、九条ねぎをご紹介します。

京の菜時記

今では周年栽培され、いつでも店頭で販売されている九条ねぎですが、旬はやはり冬。実は夏のねぎと冬のねぎでは作り方が違うということをご存知でしたか？冬のねぎは、成長した夏のねぎを一度倒し天日にさらし、それから植え付けます。天日にさらす理由は、養分をらっきょうに溜め込むため。以前に外国の方が上鳥羽に視察に来られたことがありましたが、成長したものを収穫せずに、倒して苗にするということに理解ができなかったようで頭を抱えておられました。ですが、これが伝統的な九条ねぎの作り方です。このため、夏のねぎと冬のねぎでは味が違います。夏のねぎは冬のねぎに比べて甘みがなく堅く、口の中に残ります。一方、冬のねぎは柔らかく、香りも風味もあります。さらに朝霜がおることによって美味しさがさらに増します。



最近では深い緑色の葉を好む傾向がありますが、本来の九条ねぎは浅黄系であり霜にあたることでどんどんと緑から黄色がかったものとなってきます。日持ちはしませんが柔らかく、九条ねぎ本来の美味しさを味わっていただくことができます。

京都市南部での生産が盛んですが、ねぎ栽培は数年続けると嫌地をし、また温暖化の影響で栽培が難しくなっているようで、今では九条ねぎのハウス栽培に取り組む地域もあります。とはいえ、昔ながらの九条ねぎ農家は天日干しした自種を使い、冬の九条ねぎの出荷を続けています。

九条ねぎの歴史は古く、平安朝前期には九条辺りで作られていたとされており、そのために九条ねぎという名前がつけられたそうです。その後、牛肉を食べる文化とともに爆発的に消費が伸び、九条ねぎといえばすき焼きといえるほど相性がよいものです。現在ではラーメンブームによって薬味として重宝されている九条ねぎですが、その甘みと香りを楽しむのであれば、やはりすき焼きにかぎります。他の野菜をいれずに、鍋いっぱい九条ねぎを入れ、ペタペタになるまで炊くことで肉の旨みを十分に吸収し、非常によくあいます。

これから本当の旬の季節を迎える九条ねぎ、皆さんもぜひすき焼きでお試してください。